

幸福相続相談センター

「なごの相談所」でのお話 vol.15

今月は「おひとり様」の相続②



これは、「なごの相談所」での相談や相談者との会話を再現したものです。
「あなた」=相談者 「なごの」=相談所スタッフ

あなた：こんちゃあ。先日の亡くなった後のことをしてくれるって話、聞かせてよ。
 なごの：人様がお亡くなりになると、葬式、火葬、財産の処分、賃貸物件等の解約などをしなければなりません。
 あなた：そうだね、結構、手間がかかるんだよね～。
 なごの：そのような手間を相続人に代わって、または相続人がいないときに引き受けることを「死後事務委任」と言うのです。
 あなた：死後事務…。難しそうだけど、さっきの話、代わってやってくれるんだ。
 なごの：生前中に、そのような事務を「お願いします」と依頼しておくわけですね。
 あなた：生きてる人が生きてるうちに契約しとくんだな。
 なごの：その通りです。どのような手続きが必要なのか本人が一番、分かるので…、などと言いますが、実際には、「死後事務委任」を引き受けてくれる業者がよく分かっていて、本人にも「このような手続きも必要です」って説明してくれます。
 あなた：自分のことだけど、他人のほうに分かってるって変だけど、そうかもな。
 なごの：このような「死後事務委任」を引き受けてくれる業者は、全国的にもまだ少ないかもしれませんが、いずれ広く知られることになると思います。
 あなた：おひとり様が増えるってこと？
 なごの：それもあります、家族には頼みたくないって方も増えています。家族に負担をかけたくないという考えをお持ちの方は、このような依頼をされるのでは、とも言われています。
 あなた：だけど家族も最後くらは面倒見るでしょ。
 なごの：最近、家族で音信不通、海外暮らしの方が増えていますので、それぞれの事情で依頼せざるを得ないこともあると思います。
 あなた：死んだときくらい、家族が面倒見ろよ!って、俺は思うけど、そんなもんかなあ。
 なごの：社長の家族に聞いてみたら、どうですか?俺が死んだ後、頼むぞ!って。皆さん、どんなお顔されますかねえ～。
 あなた：先生、意地悪な話しないでよ。
 なごの：普段から、家族にどのように接しているかが大事ですね。
 あなた：そうだねえ、ケーキでも買って帰ろうかなあ…。
 なごの：ご家族を大事にしてくださいね。
 あなた：へ～い。
 ※この会話の再現は、あくまでも相談現場の会話の再現です。法律用語を、分かりやすい言葉に換えたり、細かな説明は省略させていただいております。また、実際の法律の適用においては当相談所、専門家、または各役所へご相談ください。

なごの相談所
 名古屋市西区那古野
 1-13-1
 電話 052-565-1501
 FAX. 052-565-1502
 E-mail.plus-a@mediacat.ne.jp
 なんでもお答えします
 支配人
 税理士 山口 徹

★ 中小企業経営承継円滑化法について その2 司法書士・行政書士 林 清忠事務所 林 清忠

こんにちは。司法書士の林清忠です。前回に引き続き、今回も「中小企業経営承継円滑化法について」と題してお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、中小企業経営承継円滑化法の目的は、事業活動を継続させることで、そのためこの法律には、次の3つの制度があることをご説明させていただきました。

- ① 事業承継税制
- ② 遺留分に関する民法の特例
- ③ 事業承継時の金融支援措置

このうち、今回からは、①の事業承継税制についてご説明をさせていただきます。皆様も何となく事業承継に伴い税金がかかって、その場合にいくらか減税されるというイメージがあると思います。ザックリそんな感じですが、理解を深めていただくために、Q&A方式でご説明させていただきますので、お付き合いをお願いします。

Q1. 事業承継税制 の効果は何ですか？
 A1. 上場企業ではない中小の同族会社でも「株価」があって、後継者がその株式を「相続」や「贈与」で取得した場合には、当然ですが、取得した価格に応じて税金が課せられます。その課せられる税金の納税が猶予されたり、免除されたりします。
 Q2. どれぐらいの額が猶予されたり、免除されたりするのですか？
 A2. 贈与税については全額の納税が猶予されます。相続税については80%の納税猶予がされます。
 Q3. 贈与の方が全額猶予されるから得なのですか？
 A3. 贈与税については、一旦、全額の納税が猶予されますが、後に贈与者が死亡した時に贈与時の価格を相続により取得したものとみなして相続税が課税されます。ですので、結局、相続税の80%の納税猶予となります。この場合、全額の納税が猶予されていた贈与税は免除されます。
 今回は、Q4. ～です。

組合員様からのご案内 株式会社市岡経営支援事務所

発表直前!

29年度補正ものづくり補助金 「申請書作成支援」のご案内

いよいよ、2018年2月上旬より、「ものづくり補助金」が開始されます。今回（平成29年度補正）の「ものづくり補助金」は、**予算額1,000億円超**、採択予定企業数1万社（昨年採択企業は約6千社）と、昨年より大型予算となっております！

公募前の早期準備がものづくり補助金採択の可能性を高めるポイントです。

弊社はものづくり補助金獲得実績、東海地区トップクラスです。**昨年の支援先採択件数は32社、支援先採択率6割越**です（詳しくは <http://ichioka-shien.com> をご覧ください）。公募開始後は依頼が多くなり、申請書作成を受けられなくなる場合がありますので、お早めにご連絡ください。

補助金申請と経営力向上計画のセットで支援

支援その1 ものづくり補助金申請 組合員割引

料金 成功報酬金^{※1}：~~通常11%~~ **10%**

着手金 **無料^{※2}** **不採択時：無料**

支援その2 経営力向上計画 認定取得

料金^{※3} ~~通常7万円~~ **4万円（認定時のみ）**

※1 採択までの料金です。交付申請～実績報告時までサポートする場合は+3%で対応致します。また10%成功報酬金の下限は50万円（税別）となっております。
 ※2 遠方（愛知県、岐阜県、三重県北中部以外）の場合、別途遠方支援料をいただく場合があります。
 ※3 この料金はものづくり補助金申請書作成と一緒に申込みされる場合に限りです。

**メールまたは電話で受け付けています！
「愛商連の組合員です」とお伝えください。**

株式会社市岡経営支援事務所 代表：市岡
本社：名古屋市中区大須2丁目21-17 7B

連絡先はこちら⇒ 電話：052-766-6743
メール：info@ichioka-shien.com